

災害に関する個人事業税の特例措置について

山形県

《個人事業主の皆様へ》

災害により、事業用資産、住宅又は家財に損害が生じた場合には、下記のような税の特例措置があります。ただし、特例措置によっては**納期限までの申請**が必要となりますので、詳しくは**最寄りの総合支庁税務担当課**までお問い合わせください。

納期限の延長

○内容

納税者の申請により、災害がやんだときから2ヶ月以内の期日を指定して、納期限が延長されることがあります。

○必要書類

申告等の期限延長申請書、市町村長等が発行する罹災証明書等

納税の猶予

○内容

納税者の申請により、1年以内(事情により延長した場合でも2年以内)の期間で、納税が猶予されることがあります。

○必要書類

徴収(換価)猶予申請書、市町村長等が発行する罹災証明書、財産収支状況書等

減 免

○内容

下記の要件に該当する場合には、納税者の**納期限までの申請により**、減額又は免除されることがあります。

概 要	
■災害により受けた事業用資産の損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)が、 事業用資産の価格の2分の1以上 であり、かつ、 前年中の事業所得が1,000万円以下 である場合 (減免割合)	
前年事業所得	減免割合
500万円以下	100%
500万円超750万円以下	50%
750万円超1,000万円以下	25%
■災害により受けた 住宅又は家財の損害 (保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)の 程度が甚大 であり、かつ、 前年中の合計所得金額が500万円以下 である場合 (減免割合)	
住宅又は家財の損害割合	減免割合
50%以上	50%
30%以上	25%

○必要書類

個人事業税減免申請書、市町村長等が発行する罹災証明書、事業用資産又は住宅・家財の被災当時の価格が確認できる書類等(市町村の発行する固定資産価格証明書等)